

令和5年（2023年）

旭川市議会議案

第2回定例会

令和5年6月16日開会

令和5年 月 日閉会

令和5年度旭川市一般会計補正予算について

令和5年度旭川市一般会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和5年6月16日提出

旭川市長 今津寛介

---

令和5年度旭川市一般会計補正予算について

令和5年度旭川市一般会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和5年6月16日提出

旭川市長 今津寛介

令和5年度旭川市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について

令和5年度旭川市後期高齢者医療事業特別会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和5年6月16日提出

旭川市長 今津寛介

---

令和5年度旭川市病院事業会計補正予算について

令和5年度旭川市病院事業会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和5年6月16日提出

旭川市長 今津寛介

公告式条例の一部を改正する条例の制定について

公告式条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年6月16日提出

旭川市長 今津寛介

公告式条例の一部を改正する条例

公告式条例（昭和25年旭川市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「基く」を「基づく」に改める。

第2条第2項中「別記」を「市役所」に改める。

第3条を削る。

第4条の見出し中「規程」を「規則の公布及び規程」に改め、同条第1項中「規則を除く外、」を「規則を公布しようとするとき又は」に、「公表の」を「公布又は公表の」に、「おさなければ」を「押さなければ」に改め、同条第2項中「第2条第2項」を「前条第2項」に、「前項の規程にこれを」を「規則及び前項の規程について」に改め、同条を第3条とする。

第5条第1項中「第2条」を「前条」に、「議会の会議規則、傍聴人取締規則その他市の」を「市の」に、「規則で」を「規則及び規程で」に、「ものに」を「ものについて」に改め、同項ただし書中「但し」を「この場合において」に、「市長」とあるは、「当該機関」を「市長名」とあるのは「当該機関名又は当該機関を代表する者の名」と、「市長印」とあるのは「当該機関印」に、「者」を「者の印」に改め、同条第2項を削り、同条を第4条とする。

第6条に見出しとして「（施行期日の特例）」を付し、同条中「又は市の機関で」を「若しくは市長の定める規程又は市の機関の」に、「もつて」を「もって」に改め、同条を第5条とする。

別記を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説 明)

掲示場の位置に係る規定を整備する等のために、公告式条例の一部を改正しようとするものである。

## 旭川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年6月16日提出

旭川市長 今津寛介

## 旭川市手数料条例の一部を改正する条例

旭川市手数料条例（平成12年旭川市条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表中

	住宅の戸数が101戸以上のもの	1件につき 64,600円
--	-----------------	---------------

	住宅の戸数が101戸以上のもの	1件につき 64,600円
マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の3第1項の規定に基づくマンション管理計画認定申請手数料又は同法第5条の6第1項の規定に基づくマンション管理計画認定更新申請手数料	マンションの管理の適正化の推進に関する法律第91条に規定するセンターから同法第5条の4各号に掲げる基準に適合することを証する書面の交付を受けた場合	1件につき 長期修繕計画の数が1である場合にあつては3,420円、長期修繕計画の数が2以上である場合にあつては3,420円に1を超える長期修繕計画の数に1,610円を乗じて得た額を加算した額
	その他の場合	1件につき 長期修繕計画の数が1である場合にあつては26,880円、長期修繕計画の数が2以上である場合にあつては26,880円に1を超える長期修繕計画の数に17,030円を乗じて得た額を加算した額
マンションの管理の適正化の推進に関する法	1件につき 長期修繕計画の数が1である場合にあつては13,440円、長期修	

律第5条の7第1項の規定に基づくマンション管理計画変更認定申請手数料	繕計画の数が2以上である場合にあっては13,440円に1を超える長期修繕計画の数に8,510円を乗じて得た額を加算した額
------------------------------------	--

」に、

「既存建築物を除く」を「建築基準法第86条第1項に規定する建築等をするものに限る」に、「建築物の建築認定申請手数料」を「建築物の新築認定申請手数料又は一敷地内認定建築物の増築等認定申請手数料」に、「一敷地内認定建築物を除く」を「新築又は増築等をするものに限る」に、「一敷地内認定建築物以外の建築物の建築許可申請手数料」を「一敷地内認定建築物以外の建築物の新築許可申請手数料又は一敷地内認定建築物の増築等許可申請手数料」に、「一敷地内許可建築物以外の建築物の建築許可申請手数料」を「一敷地内許可建築物以外の建築物の新築許可申請手数料又は一敷地内許可建築物の増築等許可申請手数料」に、「一敷地内許可建築物を除く」を「新築又は増築等をするものに限る」に改め、

「 租税特別措置法施行令第20条の2第14項又は第38条の4第24項の規定に基づく認定の申請に対する審査	特定の民間再開発事業認定申請手数料	1件につき	30,400円
---	-------------------	-------	---------

」を

削る。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### (説 明)

手数料の区分を新たに定める等のために、旭川市手数料条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市市民参加推進条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市市民参加推進条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年6月16日提出

旭川市長 今津寛介

旭川市市民参加推進条例の一部を改正する条例

旭川市市民参加推進条例（平成14年旭川市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第20条中「市民生活部」を「女性活躍推進部」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

組織改正に伴い、旭川市市民参加推進条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営の基準等  
に関する条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する  
条例を次のように定める。

令和5年6月16日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営の基準等  
に関する条例の一部を改正する条例

旭川市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営の基準等に関する条例（令和元年旭川市  
条例第3号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項，第24条第4項及び第73条第4項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長  
官」に改める。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

（説 明）

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準の一部改正に  
伴い，旭川市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正  
しようとするものである。

旭川市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営の基準等  
に関する条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営の基準等に関する条例の一部を  
改正する条例を次のように定める。

令和5年6月16日提出

旭川市長 今津寛介

旭川市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営の基準等  
に関する条例の一部を改正する条例

旭川市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営の基準等に関する条例（平成  
25年旭川市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第11号及び第12号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

第6条第1項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」に改める。

第8条に後段として次のように加える。

この場合において、重度訪問介護について準用する第6条第1項中「こども家庭庁長官及  
び厚生労働大臣」とあるのは、「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。

第47条第1項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」に改める。

第51条第2項中「読み替える」を「読み替えるほか、重度訪問介護について準用する場合  
に限り、第47条第1項中「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣」  
と読み替える」に改める。

第58条第2項及び第59条中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

第107条第4項及び第116条第3項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官及び厚生  
労働大臣」に改める。

第198条第1項第2号ア中「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準

等に関する省令」を「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令」に、「区分省令」を「区分命令」に改め、同号イからエまで中「区分省令」を「区分命令」に改める。

第203条の4第1項第2号アからエまで中「区分省令」を「区分命令」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### (説 明)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部改正に伴い、旭川市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市指定障害者支援施設の人員，設備及び運営の基準等  
に関する条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市指定障害者支援施設の人員，設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年6月16日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市指定障害者支援施設の人員，設備及び運営の基準等  
に関する条例の一部を改正する条例

旭川市指定障害者支援施設の人員，設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年旭川市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第12号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

（説 明）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い，旭川市指定障害者支援施設の人員，設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市保健所条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市保健所条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年6月16日提出

旭川市長 今津寛介

旭川市保健所条例の一部を改正する条例

旭川市保健所条例（平成11年旭川市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「旭川市7条通10丁目」を「旭川市7条通9丁目」に改める。

第5条第2項中「若しくは」を「又は」に、「職員又は」を「職員、」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の表の改正規定の施行期日は、規則で定める。

（説 明）

保健所の位置を変更する等のために、旭川市保健所条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準  
に関する条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を  
次のように定める。

令和5年6月16日提出

旭川市長 今津寛介

旭川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準  
に関する条例の一部を改正する条例

旭川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年旭川市条例  
第47号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項中「の属する年度の翌年度の末日まで」を「から起算して2年以内」に改め  
る。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の旭川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営  
の基準に関する条例の規定は、令和5年4月1日から適用する。

（説 明）

放課後児童支援員の要件に係る規定を整備するために、旭川市放課後児童健全育成事業の設  
備及び運営の基準に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例  
の一部を改正する条例の制定について

旭川市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年6月16日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例  
の一部を改正する条例

旭川市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年旭川市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第26条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、旭川市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例  
の一部を改正する条例の制定について

旭川市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年6月16日提出

旭川市長 今津寛介

旭川市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例  
の一部を改正する条例

旭川市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年旭川市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第27条中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第38条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、旭川市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の  
基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年6月16日提出

旭川市長 今津寛介

旭川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の  
基準に関する条例の一部を改正する条例

旭川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年旭川市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第4号及び第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第51条第3項中「法第19条第1号又は第3号」を「同号又は同条第3号」に、「含む。」と、」を「含む。」と、「同号」とあるのは「法第19条第3号」と、」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、旭川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の  
要件を定める条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年6月16日提出

旭川市長 今津寛介

旭川市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の  
要件を定める条例の一部を改正する条例

旭川市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成31年旭川市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、旭川市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市愛育センター条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市愛育センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年6月16日提出

旭川市長 今津寛介

旭川市愛育センター条例の一部を改正する条例

旭川市愛育センター条例（昭和56年旭川市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第1号及び第2号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同項第3号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

児童福祉法等の一部改正に伴い、旭川市愛育センター条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年6月16日提出

旭川市長 今津寛介

旭川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

旭川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年旭川市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表中

「 附属機関 の委員	障害者自立支援審査会の委員	日額 15,000円
	いじめ問題再調査委員会の委員	日額 16,500円

」を

「

附属機関 の委員	障害者自立支援審査会の委員	日額 15,000円
	いじめ防止等対策委員会の委員	日額 16,500円
	いじめ問題再調査委員会の委員	日額 16,500円

」に

改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### (説 明)

いじめ防止等対策委員会の委員の報酬額を改定するために、旭川市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正しようとするものである。

## 旭川市いじめ防止対策推進条例の制定について

旭川市いじめ防止対策推進条例を次のように定める。

令和5年6月16日提出

旭川市長 今津寛介

## 旭川市いじめ防止対策推進条例

中学1年生の時に深刻で重大ないじめを受けていた、当時中学2年生の女子生徒が、令和3年3月に市内公園において遺体で発見されるという痛ましい出来事が起こりました。

本市では、教育委員会及び学校において、いじめ防止対策推進法に基づくいじめの認知やいじめへの組織的な対応が十分に行われなかったと反省し、二度とこのようなことが起こらないよう、これまでの取組を見直すとともに、教育委員会及び学校が、いじめの問題への対応を最重要課題の一つと認識し、同法に基づく対応が徹底されるよう、市が問題の解決に取り組む組織体制を構築するなど、いじめの防止等のための対策を抜本的に改めることとしました。

未来の創り手となる子どもたちは、かけがえのない存在であり、一人一人が尊重され、健やかに成長する権利を有しています。いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、児童生徒だけの問題ではなく、様々な場面で起こり得る社会全体に関する問題といえるものです。

そのため、全ての市民が「いじめは絶対に許されない。」、「いじめは卑怯な行為である。」、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こり得る。」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚して、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処に取り組み、児童生徒が安心して生活し、及び学ぶことができる社会の実現を目指さなければなりません。

ここに、いじめの防止等のための対策に関し本市の基本理念を定め、当該対策を推進し、児童生徒の生命と尊厳を守るために、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、いじめの防止等のための対策に関し基本理念を定め、並びに市、市立学校及び保護者の責務、児童生徒の心構え並びに市民等の役割を明らかにするとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、その対策を総合的かつ効果的に推進し、もって児童生徒の生命と尊厳を守ることができ、かつ、全ての児童生徒が安心して生活し、及び学ぶことができる社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) いじめ 児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。
- (2) いじめの防止等 いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。
- (3) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校のうち、市内に所在する小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。
- (4) 市立学校 旭川市立小中学校設置条例（昭和39年旭川市条例第22号）に規定する小学校及び中学校をいう。
- (5) 児童生徒 学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- (6) 保護者 親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。
- (7) 市民等 市内に住所を有する者、市内に居住する者又は市内に通勤し、若しくは通学する者及び市内において事業を営み、又は活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめが、いじめを受けた児童生徒の尊厳を傷つける行為かつ重大な人権侵害であるとの認識の下、全ての児童生徒が安心して生活し、及び学ぶことができるようにし、並びに学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

- 2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童生徒がいじめを行わず、他の児童生徒に対して行われるいじめを知りながら見て見ぬふりをせず、いじめの防止のために主体的に行動できるようにするため、児童生徒のいじめの問題に関する理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、学校、保護者、市民等及び関係機関の連携の下、当該児童生徒が苦痛を感じている状況を積極的に捉え、速やかに対応するとともに、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する責務を有する。

2 教育委員会は、基本理念にのっとり、市立学校の教職員がいじめの防止等に迅速かつ適切に取り組むために必要な措置を講ずる責務を有する。

(市立学校の責務)

第5条 市立学校は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第22条に規定する組織を置くとともに、基本理念にのっとり、当該市立学校全体でいじめの防止等に取り組む責務を有する。

2 市立学校は、在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、法第22条に規定する組織において、迅速かつ適切に対処する責務を有する。

3 市立学校は、市長が実施するいじめの防止等のための対策に協力するものとする。

(保護者の責務)

第6条 保護者は、その保護する児童生徒がいじめを行うことのないよう、当該児童生徒に対し、他の児童生徒に対する思いやりその他の倫理観を養うために必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切に当該児童生徒をいじめから保護するとともに、学校、市又は関係機関に相談するよう努めるものとする。

3 保護者は、市及び学校が行ういじめの防止等のための対策に協力するよう努めるものとする。

(児童生徒の心構え)

第7条 児童生徒は、互いの人権を尊重し、他の児童生徒に対して思いやりを持って接するよう努めるものとする。

2 児童生徒は、いじめが、いじめを受けた児童生徒の尊厳を傷つける行為かつ重大な人権侵害であること及び他の児童生徒に対して決して行ってはならないことを理解し、いじめの防

止に主体的に取り組むよう努めるものとする。

- 3 児童生徒は、いじめを受けたと思われるとき、又は他の児童生徒がいじめを受けているとき、若しくはいじめを受けていると思われるときは、速やかに、学校、保護者、市又は関係機関に相談するよう努めるものとする。

(市民等の役割)

第8条 市民等は、基本理念にのっとり、児童生徒に対する見守り、声かけ等を行うなど、児童生徒と触れ合う機会を大切にすよう努めるものとする。

- 2 市民等は、児童生徒がいじめを受けているとき、又はいじめを受けていると思われるときは、速やかに、市、学校又は関係機関に相談又は通報を行うよう努めるものとする。

(市いじめ防止基本方針)

第9条 市は、本市におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、法第12条の規定に基づき、旭川市いじめ防止基本方針（以下「市いじめ防止基本方針」という。）を策定するものとする。

- 2 市いじめ防止基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項
- (2) いじめの防止等のための対策の内容に関する事項
- (3) その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

- 3 市は、児童生徒を取り巻く社会情勢の変化等を勘案し、必要に応じて市いじめ防止基本方針の見直しを行うものとする。

- 4 市は、市いじめ防止基本方針を策定しようとするときは、あらかじめ、旭川市いじめ防止等連絡協議会等条例（平成31年旭川市条例第8号。以下「協議会等条例」という。）第2条に規定する旭川市いじめ防止等連絡協議会の意見を聴かなければならない。

- 5 市は、市いじめ防止基本方針を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

- 6 前2項の規定は、市いじめ防止基本方針の変更について準用する。

(学校いじめ防止基本方針)

第10条 市立学校は、法第13条の規定に基づき、学校いじめ防止基本方針を策定するものとする。

- 2 市立学校は、毎年度、学校いじめ防止基本方針の見直しを行うものとする。

- 3 市立学校は、学校いじめ防止基本方針を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するとともに、保護者及び市民等の理解及び協力を得るよう努めるものとする。

(相談体制等の整備)

第11条 市は、児童生徒、教職員、保護者及び市民等が安心して、いじめに関する相談及び通報を行うことができる体制を整備するものとする。

2 市は、いじめに係る情報の一元化を図り、関係機関及び団体と連携し、いじめに迅速かつ適切に対処ができるよう組織体制を強化するものとする。

(いじめを受けた児童生徒等の支援等)

第12条 市は、いじめを受けた児童生徒とその保護者に寄り添い、いじめの早期解決に向けた必要な支援を行うほか、必要に応じて、いじめの事案に係る情報を適切に提供するものとする。

2 市は、いじめを行った児童生徒とその保護者に対し、必要に応じて、いじめの再発を防止するために必要な支援を行うものとする。

3 市は、関係機関及び団体と連携し、学校に対して、いじめの防止等のために必要な支援及び協力を行うものとする。

4 市は、いじめを受けた児童生徒及び当該いじめに関する情報を適切に共有し、当該児童生徒へ継続的に支援及び配慮を行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備するものとする。

(市長による勧告等)

第13条 市長は、市立学校に係るいじめ又はいじめと思われるものに関する相談又は通報を受けたときは、その事実を確認し、及び解決を図るために、必要に応じて調査、調整等を行うことができる。

2 市長は、前項の規定による調査、調整等のため、必要があると認めるときは、市立学校又は教育委員会に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

3 市長は、第1項の規定による調査、調整等の結果、いじめの事実又はいじめの疑いがあり、かつ、市立学校又は教育委員会が法に基づく適切な措置を講じていないときその他特に必要と認めるときは、いじめを受けた児童生徒を救済するため、市立学校又は教育委員会に対し、次に掲げる措置を講ずるよう勧告を行うことができる。

(1) いじめを受けた児童生徒又はその保護者への支援

(2) いじめを行った児童生徒への指導又はその保護者への助言

(3) いじめを行った児童生徒の保護者に対して学校教育法第35条第1項（同法第49条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童生徒の出席停止を命ずる等、いじ

めを受けた児童生徒等が安心して生活し、及び学ぶことができるようにするために必要な措置

- 4 市長は、前項の規定による勧告を行おうとするときは、いじめの防止等に関する専門的知見に基づいて、公平・公正・中立な判断をすることができる者の意見を聴くものとする。
- 5 市立学校又は教育委員会は、第3項の規定による勧告を受けたときは、当該勧告を尊重し、必要な措置を講ずるよう努めるとともに、当該勧告に係る対応状況を市長に報告するものとする。

(重大事態への対処)

第14条 市立学校は、在籍する児童生徒に法第28条第1項に規定する重大事態が発生したときは、当該重大事態が発生した旨を、直ちに教育委員会を通じて市長に報告しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る市立学校が当該重大事態への適切な対処を行うことができるようにするため、必要な支援を行うものとする。
- 3 教育委員会は、第1項の規定による報告を受けた場合において、必要と認めるときは、法第28条第1項の規定に基づき、速やかに協議会等条例第10条に規定する旭川市いじめ防止等対策委員会（以下「対策委員会」という。）に諮問し、及び調査するものとする。
- 4 教育委員会は、第1項の規定による報告及び法第28条第1項の規定に基づき市立学校が実施した調査の結果を受けた場合において、必要と認めるときは、同項の規定に基づき、速やかに対策委員会に諮問し、及び調査し、又は審議するものとする。
- 5 教育委員会は、前2項の規定による調査又は審議を行ったときは、その結果を直ちに市長に報告するものとする。

(再調査の実施)

第15条 市長は、前条第1項の規定による報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第30条第2項の規定により、前条第3項又は第4項の規定による調査又は審議の結果について、協議会等条例第16条に規定する旭川市いじめ問題再調査委員会に諮問し、及び調査することができる。

- 2 市長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を直ちに教育委員会に報告するとともに、法第30条第3項の規定により、その結果を議会に報告しなければならない。

(再発防止のための措置)

第16条 市長及び教育委員会は、第14条第3項若しくは第4項の規定による調査若しくは

審議又は前条第1項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査若しくは審議に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(個人情報取扱い)

第17条 市は、いじめの防止等に関する個人情報を、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づいて取り扱うとともに、その保有する個人情報を漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。

(市立学校以外の学校への協力要請等)

第18条 市は、市立学校以外の学校等の設置者又は管理者に対し、市のいじめの防止等のための対策について協力を求めることができる。

2 市は、市立学校以外の学校等に在籍する児童生徒等について、いじめに関する相談等を受けた場合は、当該学校等の設置者若しくは管理者又は当該学校等に速やかに情報を提供するとともに、当該学校等に必要な支援を行うものとし、必要に応じて調査、調整等を行うことができる。

3 市立学校以外の学校等の設置者又は管理者は、在籍する児童生徒等から、いじめに関する相談等を受けた場合は、市に情報を提供するとともに、必要な支援を求めることができる。

(教職員に対する研修)

第19条 教育委員会は、市立学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の機会を確保しなければならない。

(広報及び啓発)

第20条 市は、いじめから児童生徒の生命と尊厳を守り、及び地域社会全体でいじめの防止等の取組を推進するために、必要な広報活動及び啓発活動を行わなければならない。

2 市は、この条例の内容及びこの条例の規定に基づくいじめの防止等の取組について、児童生徒の理解を深めるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第21条 市は、いじめの防止等のための対策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長又は教育委員会が別に定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## (説 明)

いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、その対策を総合的かつ効果的に推進し、もって児童生徒の生命と尊厳を守ることができ、かつ、全ての児童生徒が安心して生活し、及び学ぶことができる社会の実現に資するために、この条例を制定しようとするものである。

財産の取得について

次の車両を買収する。

令和5年6月16日提出

旭川市長 今津寛介

- |               |   |
|---------------|---|
| 1 車両の種類及び数量   | 除雪グレーダ 1台   |
| 2 買 収 価 格     | 41,514,000円   |
| 3 契 約 の 相 手 方 | 旭川市永山3条11丁目2番5号<br>コマツカスタマーサポート株式会社北海道カンパニー旭川支<br>店 |

(説 明)

除排雪に充てるために、買収しようとするものである。

財産の取得について

次の車両を買収する。

令和5年6月16日提出

旭川市長 今津寛介

- |               |                                   |    |
|---------------|-----------------------------------|----|
| 1 車両の種類及び数量   | 災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車（Ⅱ型）             | 1台 |
| 2 買 収 価 格     | 67,650,000円                       |    |
| 3 契 約 の 相 手 方 | 旭川市新星町1丁目2番14号<br>株式会社北海道モリタ旭川営業所 |    |

（説 明）

大規模災害時等の消火活動に充てるために、買収しようとするものである。

財産の取得について

次の車両を買収する。

令和5年6月16日提出

旭川市長 今 津 寛 介

- |               |                                   |    |
|---------------|-----------------------------------|----|
| 1 車両の種類及び数量   | 消防ポンプ自動車（CD-II型）                  | 1台 |
| 2 買 収 価 格     | 38,500,000円                       |    |
| 3 契 約 の 相 手 方 | 旭川市新星町1丁目2番14号<br>株式会社北海道モリタ旭川営業所 |    |

(説 明)

消火活動に充てるために、買収しようとするものである。

財産の取得について

次の車両を買収する。

令和5年6月16日提出

旭川市長 今津寛介

- |               |                                   |
|---------------|-----------------------------------|
| 1 車両の種類及び数量   | 災害対応特殊救急自動車 1台                    |
| 2 買 収 価 格     | 25,300,000円                       |
| 3 契 約 の 相 手 方 | 旭川市新星町1丁目2番14号<br>株式会社北海道モリタ旭川営業所 |

(説 明)

大規模災害時の救急医療等に充てるために、買収しようとするものである。

財産の取得について

次の物品を買収する。

令和5年6月16日提出

旭川市長 今津寛介

- |               |                                   |
|---------------|-----------------------------------|
| 1 物品の種類及び数量   | 緊急通報システム通報機器 180組                 |
| 2 買 収 価 格     | 21,560,000円                       |
| 3 契 約 の 相 手 方 | 旭川市春光5条9丁目10番6号<br>緊急通報システム事業協同組合 |

(説 明)

一人暮らしの高齢者等の家庭における火災，急病，事故等の緊急事態に対処するために，買収しようとするものである。

財産の取得について

次の物品を買収する。

令和5年6月16日提出

旭川市長 今 津 寛 介

- |               |                             |
|---------------|-----------------------------|
| 1 物品の種類及び数量   | 3段ラテラルキャビネット 175台           |
| 2 買 収 価 格     | 20,790,000円                 |
| 3 契 約 の 相 手 方 | 旭川市流通団地2条4丁目1番地<br>株式会社三輪商会 |

(説 明)

新庁舎における文書の保管に充てるために、買収しようとするものである。

財産の取得について

次の物品を買収する。

令和5年6月16日提出

旭川市長 今津寛介

- |               |                               |
|---------------|-------------------------------|
| 1 物品の種類及び数量   | 3段ラテラルキャビネット 194台             |
| 2 買 収 価 格     | 23,687,400円                   |
| 3 契 約 の 相 手 方 | 旭川市神楽岡14条7丁目1番22号<br>株式会社サイトー |

(説 明)

新庁舎における文書の保管に充てるために、買収しようとするものである。

財産の取得について

次の物品を買収する。

令和5年6月16日提出

旭川市長 今 津 寛 介

- |   |             |                           |
|---|-------------|---------------------------|
| 1 | 物品の種類及び数量   | 3段ラテラルキャビネット 186台         |
| 2 | 買 収 価 格     | 22,301,400円               |
| 3 | 契 約 の 相 手 方 | 旭川市東7条3丁目2番4号<br>株式会社近藤商店 |

(説 明)

新庁舎における文書の保管に充てるために、買収しようとするものである。

財産の取得について

次の物品を買収する。

令和5年6月16日提出

旭川市長 今津寛介

- |               |                                  |
|---------------|----------------------------------|
| 1 物品の種類及び数量   | 3段ラテラルキャビネット 161台                |
| 2 買 収 価 格     | 18,701,760円                      |
| 3 契 約 の 相 手 方 | 旭川市物流団地1条1丁目4番25号<br>ユー・システム株式会社 |

(説 明)

新庁舎における文書の保管に充てるために、買収しようとするものである。

財産の取得について

次の物品を買収する。

令和5年6月16日提出

旭川市長 今津寛介

- |   |           |                                  |      |
|---|-----------|----------------------------------|------|
| 1 | 物品の種類及び数量 | 3段ラテラルキャビネット                     | 159台 |
| 2 | 買収価格      | 18,469,000円                      |      |
| 3 | 契約の相手方    | 旭川市物流団地1条1丁目4番25号<br>ユー・システム株式会社 |      |

(説明)

新庁舎における文書の保管に充てるために、買収しようとするものである。

財産の取得について

次の物品を買収する。

令和5年6月16日提出

旭川市長 今津寛介

- |               |                                  |
|---------------|----------------------------------|
| 1 物品の種類及び数量   | ハイキャビネット 117台                    |
| 2 買 収 価 格     | 19,305,000円                      |
| 3 契 約 の 相 手 方 | 旭川市物流団地1条1丁目4番25号<br>ユー・システム株式会社 |

(説 明)

新庁舎における文書の保管に充てるために、買収しようとするものである。

財産の取得について

次の物品を買収する。

令和5年6月16日提出

旭川市長 今津寛介

- |               |                               |
|---------------|-------------------------------|
| 1 物品の種類及び数量   | スライドラック 18台                   |
| 2 買 収 価 格     | 23,650,000円                   |
| 3 契 約 の 相 手 方 | 旭川市神楽岡14条7丁目1番22号<br>株式会社サイトー |

(説 明)

新庁舎における文書等の保管に充てるために、買収しようとするものである。

財産の取得について

次の物品を買収する。

令和5年6月16日提出

旭川市長 今 津 寛 介

- |               |                           |
|---------------|---------------------------|
| 1 物品の種類及び数量   | スライドラック 21台               |
| 2 買 収 価 格     | 28,311,800円               |
| 3 契 約 の 相 手 方 | 旭川市東7条3丁目2番4号<br>株式会社近藤商店 |

(説 明)

新庁舎における文書等の保管に充てるために、買収しようとするものである。

財産の取得について

次の物品を買収する。

令和5年6月16日提出

旭川市長 今 津 寛 介

- |   |             |                                |
|---|-------------|--------------------------------|
| 1 | 物品の種類及び数量   | 移動書架 25台                       |
| 2 | 買 収 価 格     | 22,880,000円                    |
| 3 | 契 約 の 相 手 方 | 旭川市神楽6条11丁目814番地<br>株式会社グリーン産業 |

(説 明)

新庁舎における文書の保管に充てるために、買収しようとするものである。

財産の取得について

次の物品を買収する。

令和5年6月16日提出

旭川市長 今 津 寛 介

- |               |                                |
|---------------|--------------------------------|
| 1 物品の種類及び数量   | 移動書架 34台                       |
| 2 買 収 価 格     | 32,832,800円                    |
| 3 契 約 の 相 手 方 | 旭川市神楽6条11丁目814番地<br>株式会社グリーン産業 |

(説 明)

新庁舎における文書の保管に充てるために、買収しようとするものである。

財産の取得について

次の物品を買収する。

令和5年6月16日提出

旭川市長 今津寛介

- |               |                             |
|---------------|-----------------------------|
| 1 物品の種類及び数量   | 移動書架 20台                    |
| 2 買 収 価 格     | 31,936,300円                 |
| 3 契 約 の 相 手 方 | 旭川市流通団地2条4丁目1番地<br>株式会社三輪商会 |

(説 明)

新庁舎における文書の保管に充てるために、買収しようとするものである。

財産の取得について

次の物品を買収する。

令和5年6月16日提出

旭川市長 今津寛介

- |   |           |                              |
|---|-----------|------------------------------|
| 1 | 物品の種類及び数量 | 大型天板デスク 25台                  |
| 2 | 買収価格      | 20,820,140円                  |
| 3 | 契約の相手方    | 旭川市9条通7丁目右3号<br>日本タイプ事務器株式会社 |

(説明)

新庁舎における事務の執行に充てるために、買収しようとするものである。

財産の取得について

次の物品を買収する。

令和5年6月16日提出

旭川市長 今津寛介

- |               |                              |
|---------------|------------------------------|
| 1 物品の種類及び数量   | 大型天板デスク 26台                  |
| 2 買 収 価 格     | 21,950,500円                  |
| 3 契 約 の 相 手 方 | 旭川市9条通7丁目右3号<br>日本タイプ事務器株式会社 |

(説 明)

新庁舎における事務の執行に充てるために、買収しようとするものである。

財産の取得について

次の物品を買収する。

令和5年6月16日提出

旭川市長 今津寛介

- |               |                              |
|---------------|------------------------------|
| 1 物品の種類及び数量   | 2 段ワゴン 345台                  |
| 2 買 収 価 格     | 24,098,250円                  |
| 3 契 約 の 相 手 方 | 旭川市9条通7丁目右3号<br>日本タイプ事務器株式会社 |

(説 明)

新庁舎における文書等の保管に充てるために、買収しようとするものである。

財産の取得について

次の物品を買収する。

令和5年6月16日提出

旭川市長 今 津 寛 介

- |   |             |                                  |
|---|-------------|----------------------------------|
| 1 | 物品の種類及び数量   | 窓口カウンター 1式                       |
| 2 | 買 収 価 格     | 48,199,800円                      |
| 3 | 契 約 の 相 手 方 | 旭川市流通団地2条5丁目47番地の1<br>河川サービス株式会社 |

(説 明)

新庁舎における窓口業務に充てるために、買収しようとするものである。

契約の締結について

次の工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和5年6月16日提出

旭川市長 今津寛介

- |           |                                    |
|-----------|------------------------------------|
| 1 工 事 名   | 神居大橋長寿命化（修繕）工事                     |
| 2 契 約 金 額 | 238,700,000円                       |
| 3 契約の相手方  | 新谷・安井組共同企業体<br>新谷建設株式会社<br>株式会社安井組 |
| 4 契約の方法   | 一般競争入札（条件付き）                       |

契約の締結について

次の工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和5年6月16日提出

旭川市長 今津寛介

- |           |              |
|-----------|--------------|
| 1 工 事 名   | 忠和6条道路線改良工事  |
| 2 契 約 金 額 | 199,650,000円 |
| 3 契約の相手方  | 株式会社廣野組      |
| 4 契約の方法   | 一般競争入札（条件付き） |

契約の締結について

次の工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和5年6月16日提出

旭川市長 今津 寛 介

- |           |                     |
|-----------|---------------------|
| 1 工 事 名   | 平成大橋長寿命化（耐震補強）その2工事 |
| 2 契 約 金 額 | 179,300,000円        |
| 3 契約の相手方  | 株式会社生駒組             |
| 4 契約の方法   | 一般競争入札（条件付き）        |

契約の締結について

次の工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和5年6月16日提出

旭川市長 今津寛介

- |               |  |
|---------------|--|
| 1 工 事 名       | 永山西小学校（A）増改築工事   |
| 2 契 約 金 額     | 1, 218, 250, 000円  |
| 3 契 約 の 相 手 方 | 盛永・新谷・田中・東成共同企業体<br>株 式 会 社 盛 永 組<br>新 谷 建 設 株 式 会 社<br>株 式 会 社 田 中 組 旭 川 支 店<br>東 成 建 設 株 式 会 社 |
| 4 契 約 の 方 法   | 一般競争入札（条件付き）   |

契約の締結について

次の工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和5年6月16日提出

旭川市長 今津寛介

- |               |   |
|---------------|---|
| 1 工 事 名       | 永山西小学校（B）増改築工事  |
| 2 契 約 金 額     | 942,700,000円  |
| 3 契 約 の 相 手 方 | 橋本川島・タカハタ・吉宮・岸田共同企業体<br>株式会社橋本川島コーポレーション<br>タカハタ建設株式会社<br>吉宮建設株式会社<br>株式会社岸田組 |
| 4 契 約 の 方 法   | 一般競争入札（条件付き）  |

契約の締結について

次の工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和5年6月16日提出

旭川市長 今津寛介

- |               |  |
|---------------|--|
| 1 工 事 名       | 永山西小学校増改築衛生設備工事  |
| 2 契 約 金 額     | 176,770,000円   |
| 3 契 約 の 相 手 方 | 木本・大協・道北機械共同企業体<br>株式会社木本動力工業所<br>株 式 会 社 大 協<br>道 北 機 械 株 式 会 社 |
| 4 契 約 の 方 法   | 一般競争入札（条件付き）   |

契約の締結について

次の工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和5年6月16日提出

旭川市長 今津寛介

- |           |  |
|-----------|--|
| 1 工 事 名   | 明星中学校耐震改修工事                            |
| 2 契 約 金 額 | 223,916,000円                           |
| 3 契約の相手方  | 畠山・石田共同企業体<br>畠山建設株式会社<br>株式会社石田兼松八興建設 |
| 4 契約の方法   | 一般競争入札（条件付き）                           |

変更契約の締結について

令和5年4月20日に契約金額の変更に係る専決処分をした総合庁舎建替（A）新築工事について、次のとおり契約金額に係る変更契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和5年6月16日提出

旭川市長 今津寛介

変更前の契約金額	6, 0 1 1, 7 7 7, 0 2 9 円
変更後の契約金額	6, 0 4 2, 9 4 3, 7 8 7 円

変更契約の締結について

令和5年4月20日に契約金額の変更に係る専決処分をした総合庁舎建替（B）新築工事について、次のとおり契約金額に係る変更契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和5年6月16日提出

旭川市長 今津寛介

変更前の契約金額	3, 397, 022, 319円
変更後の契約金額	3, 418, 026, 584円



## 専決処分の報告について

変更契約を締結することについて、地方自治法第180条第1項の規定による長の専決処分事項の指定により、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和5年5月19日提出

旭川市長 今津寛介

整理番号	契約の名称	契約金額（円）	専決処分年月日	議案等の番号及び件名（議決等年月日）
1	総合庁舎建替（A）新築工事	変更前 6,012,040,853 変更後 6,011,777,029	令和5年 4月20日	議案第37号変更契約の締結について （令和4年12月16日） 報告第3号専決処分の報告について （令和3年2月25日） 報告第8号専決処分の報告について （令和2年6月25日） 議案第70号契約の締結について （令和2年3月26日）
2	総合庁舎建替（B）新築工事	変更前 3,398,078,376 変更後 3,397,022,319	令和5年 4月20日	議案第38号変更契約の締結について （令和4年12月16日） 報告第3号専決処分の報告について （令和3年2月25日） 報告第8号専決処分の報告について （令和2年6月25日） 議案第71号契約の締結について （令和2年3月26日）



変更契約の締結について

令和3年2月4日に契約金額の変更に係る専決処分をした総合庁舎建替（A）新築工事について、次のとおり契約金額に係る変更契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和4年12月6日提出

旭川市長 今津寛介

変更前の契約金額 5,744,129,948円

変更後の契約金額 6,012,040,853円



変更契約の締結について

令和3年2月4日に契約金額の変更に係る専決処分をした総合庁舎建替（B）新築工事について、次のとおり契約金額に係る変更契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和4年12月6日提出

旭川市長 今津寛介

変更前の契約金額 3, 220, 103, 045円

変更後の契約金額 3, 398, 078, 376円



## 専決処分の報告について

変更契約を締結することについて、地方自治法第180条第1項の規定による長の専決処分事項の指定により、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和3年2月19日提出

旭川市長 西川 将人

整理番号	契約の名称	契約金額（円）	専決処分年月日	議案等の番号及び件名 （議決等年月日）
1	総合庁舎建替 （A）新築工 事	変更前 5,743,289,790 変更後 5,744,129,948	令和3年 2月4日	報告第8号専決処分の報告について （令和2年6月25日） 議案第70号契約の締結について （令和2年3月26日）
2	総合庁舎建替 （B）新築工 事	変更前 3,219,698,025 変更後 3,220,103,045	令和3年 2月4日	報告第8号専決処分の報告について （令和2年6月25日） 議案第71号契約の締結について （令和2年3月26日）



## 専決処分の報告について

変更契約を締結することについて、地方自治法第180条第1項の規定による長の専決処分事項の指定により、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和2年6月12日提出

旭川市長 西川将人

整理番号	契約の名称	契約金額(円)	専決処分年月日	議案等の番号及び件名 (議決等年月日)
1	総合庁舎建替 (A)新築工事	変更前 5,731,000,000 変更後 5,743,289,790	令和2年 5月29日	議案第70号契約の締結 について (令和2年3月26日)
2	総合庁舎建替 (B)新築工事	変更前 3,214,200,000 変更後 3,219,698,025	令和2年 5月29日	議案第71号契約の締結 について (令和2年3月26日)
3	総合庁舎建替 新築電気設備 その1工事	変更前 819,500,000 変更後 820,406,490	令和2年 5月29日	議案第72号契約の締結 について (令和2年3月26日)
4	総合庁舎建替 新築電気設備 その2工事	変更前 852,500,000 変更後 854,232,369	令和2年 5月29日	議案第73号契約の締結 について (令和2年3月26日)
5	総合庁舎建替 新築空調設備 工事	変更前 1,364,000,000 変更後 1,365,507,290	令和2年 5月29日	議案第74号契約の締結 について (令和2年3月26日)

6	総合庁舎建替 新築機械設備 工事	変更前 579,480,000 変更後 580,163,285	令和2年 5月29日	議案第75号契約の締結 について (令和2年3月26日)
7	総合庁舎建替 新築衛生設備 工事	変更前 390,500,000 変更後 391,641,399	令和2年 5月29日	議案第76号契約の締結 について (令和2年3月26日)



契約の締結について

次の工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和2年3月12日提出

旭川市長 西川 将人

- |           |   |
|-----------|---|
| 1 工 事 名   | 総合庁舎建替（A）新築工事   |
| 2 契 約 金 額 | 5,731,000,000円  |
| 3 契約の相手方  | 新谷・荒井・高・田中・タカハタ共同企業体<br>新谷建設株式会社<br>荒井建設株式会社<br>株式会社高組<br>株式会社田中組旭川支店<br>タカハタ建設株式会社 |
| 4 契約の方法   | 一般競争入札（条件付き）  |



契約の締結について

次の工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和2年3月12日提出

旭川市長 西 川 将 人

- |           |   |
|-----------|---|
| 1 工 事 名   | 総合庁舎建替（B）新築工事   |
| 2 契 約 金 額 | 3, 2 1 4, 2 0 0, 0 0 0円   |
| 3 契約の相手方  | 橋本川島・盛永・廣野・吉宮共同企業体<br>株式会社橋本川島コーポレーション<br>株 式 会 社 盛 永 組<br>株 式 会 社 廣 野 組<br>吉 宮 建 設 株 式 会 社 |
| 4 契約の方法   | 一般競争入札（条件付き）  |

令和4年度旭川市一般会計予算の継続費繰越しの報告について

地方自治法施行令第145条第1項の規定により令和4年度分継続費繰越額について、別紙のとおり報告する。

令和5年6月16日提出

旭川市長 今津寛介

## 令和4年度旭川市一般会計継続費繰越計算書

(単位 円)

款	項	事業名	継続費の総額	令和4年度継続費予算現額			支出済額及び 支出見込額	残 額	翌 年 度 通次繰越額	繰 越 金	左 の 財 源 内 訳			
				予算計上額	前 年 度 通次繰越額	計					特 定 財 源			
											国(道)支出金	地 方 債	そ の 他	
2	総務費	1	総務管理費	庁舎整備費	13,722,709,000	6,930,760,000	6,600,800	6,937,360,800	6,537,810,000	399,550,800	399,550,800		314,900,000	84,650,800

令和4年度旭川市一般会計予算の繰越明許費繰越しの報告について

地方自治法施行令第146条第2項の規定により令和4年度分繰越明許費繰越額について、別紙のとおり報告する。

令和5年6月16日提出

旭川市長 今津寛介

令和4年度旭川市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位 円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国(道)支出金	地方債	その他	
2 総務費	3 戸籍住民 基本台帳費	戸籍総合システム管理費	8,327,000	8,326,120		8,326,000			120
3 民生費	1 社会福祉費	障害者福祉施設等整備補助金	4,818,000	4,818,000		3,212,000			1,606,000
		老人福祉施設等整備推進補助金	23,160,000	7,700,000		7,700,000			
	2 児童福祉費	こどもの安心安全対策補助金	14,160,000	14,120,000		10,940,000			3,180,000
		障害児安心安全対策補助金	8,400,000	1,045,500		1,045,500			
4 衛生費	1 保健衛生費	出産・子育て応援推進費	232,216,000	74,706,474		72,528,000			2,178,474
6 農林水産業費	1 農業費	経営体育成支援費	23,313,000	23,313,000		23,313,000			
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路橋りょう整備費	80,165,000	80,165,000		45,865,000	34,300,000		
		空港対策費	15,000,000	15,000,000		7,500,000			7,500,000
	4 空港費	空港整備費	223,084,000	223,084,000		98,400,000	102,500,000		22,184,000
		5 都市計画費	花咲スポーツ公園改修費	11,500,000	11,500,000			8,600,000	
	6 住宅費	市営住宅整備費	725,104,000	725,104,000		284,715,000	436,000,000		4,389,000
10 教育費	2 小学校費	給食施設整備費	19,130,000	19,130,000		1,035,000	17,900,000		195,000
		学校感染症対策支援費	58,050,000	58,050,000		29,025,000			29,025,000
		学校施設大規模改修費	373,396,000	373,396,000		59,093,000	313,100,000		1,203,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国(道)支出金	地方債	その他	
10 教育費	2 小学校費	学校施設大規模改造費	48,370,000	48,370,000		16,031,000	32,000,000		339,000
		千代田小学校増改築費	262,800,000	262,800,000		85,847,000	176,700,000		253,000
		豊岡小学校増改築費	852,113,000	852,113,000		254,512,000	596,300,000		1,301,000
		永山西小学校増改築費	222,052,000	222,052,000		63,938,000	157,300,000		814,000
	3 中学校費	学校感染症対策支援費	29,250,000	29,250,000		14,625,000			14,625,000
		学校施設大規模改修費	422,286,000	422,286,000		85,908,000	334,600,000		1,778,000
		学校施設大規模改造費	58,904,000	58,904,000		25,186,000	33,400,000		318,000

令和4年度旭川市水道事業会計予算の予算繰越しの報告について

地方公営企業法第26条第3項の規定により令和4年度分予算繰越額について、別紙のとおり報告する。

令和5年6月16日提出

旭川市長 今 津 寛 介

## 令和4年度旭川市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位 円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						企業債	内部留保資金			
資本的 1 支出	建設 1 改良費	取水 施設工事	260,870,000	9,701,909	250,116,900	250,000,000	116,900	1,051,191		契約期間内に工事が完了しなかったため。
		浄水 施設工事	306,109,000	122,348,566	155,716,000	155,700,000	16,000	28,044,434		契約期間内に工事が完了しなかったため。

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

(単位 円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳	不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						受託事業収益			
1 水道事業 費用	2 営業外 費用	受託 事業費	1,834,241	1,171,695	263,879	263,879	398,667		契約期間内に工事が完了しなかったため。

令和4年度旭川市下水道事業会計予算の予算繰越しの報告について

地方公営企業法第26条第3項の規定により令和4年度分予算繰越額について、別紙のとおり報告する。

令和5年6月16日提出

旭川市長 今津寛介

# 令和4年度旭川市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位 円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな御資産の購入限度額	説明
						企業債	国庫補助金	工事負担金	内部留保資金			
資本的 1 支出	建設 1 改良費	下水管 布設工事	1,364,120,984	906,790,966	275,864,000	83,000,000	113,000,000	30,347,295	49,516,705	181,466,018		
		処理場 施設工事	151,120,000	106,418,765	120,000	0	0	0	120,000	44,581,235		国の補正予算に係る補助事業であって補正予算の議決時期の関係によるもの等で、工期が翌年度となったため。
		ポンプ場 施設工事	146,588,000	33,720,748	75,994,000	69,000,000	0	0	6,994,000	36,873,252		

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

(単位 円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						企業債	国庫補助金	他町負担金	内部留保資金			
1	資本的支出	1 建設改良費	2,317,200,000	1,784,238,841	518,691,040	216,800,000	284,944,521	16,853,000	93,519	14,270,119		契約期間内に工事が完了しなかったため。

令和4年度旭川市病院事業会計予算の予算繰越しの報告について

地方公営企業法第26条第3項の規定により令和4年度分予算繰越額について、別紙のとおり報告する。

令和5年6月16日提出

旭川市長 今津寛介

## 令和4年度旭川市病院事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位 円)

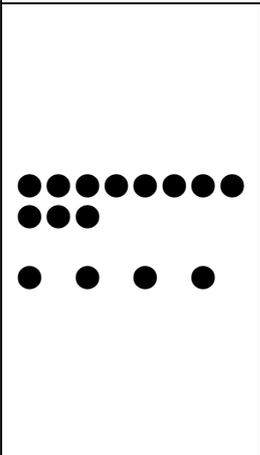
款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな資産の購入限度額	説明
						企業債	国庫補助金	内部留保資金			
1 資本的 支出	1 建設 改良費	出退勤管理システム拡張分購入費	4,109,000	0	4,109,000	4,100,000	0	9,000	0		契約期間内にシステムが納入されなかったため。
		オンライン資格確認システム購入費	3,630,000	0	3,630,000	1,200,000	2,406,000	24,000	0		契約期間内にシステムが納入されなかったため。

## 専決処分の報告について

訴え提起前の和解について、地方自治法第180条第1項の規定による長の専決処分事項の指定により、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和5年6月16日提出

旭川市長 今津寛介

和解の相手方	和解条項の要旨	専決処分年月日
	<p>1 相手方は、令和5年4月17日現在の滞納家賃20万円を次のとおり分割して支払う。</p> <p>(1) 本件和解の成立の日の属する月を始期とし、同月から32月後の月を終期とする期間 毎月6000円ずつ</p> <p>(2) (1)の期間の終期の翌月 2000円</p> <p>2 相手方が前項の分割金の支払を怠り、その額が1万8000円に達したときは、同項の期限の利益を失い、相手方は、同項の金員から既払金を控除した残金を直ちに支払う。</p> <p>3 相手方が前項により期限の利益を失った後、同項の残金を直ちに支払わないとき、又は家賃の支払を怠り、その額が3月分に達したときは、相手方は、市営住宅を明け渡す。</p>	<p>令和5年 5月25日</p>

## 専決処分の報告について

変更契約を締結することについて、地方自治法第180条第1項の規定による長の専決処分事項の指定により、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和5年6月16日提出

旭川市長 今津寛介

整理番号	契約の名称	契約金額（円）	専決処分年月日	議案等の番号及び件名（議決等年月日）
1	総合庁舎建替 新築電気設備 その1工事	変更前 845,833,847 変更後 846,943,052	令和5年 6月2日	議案第39号変更契約の 締結について (令和4年12月16日) 報告第8号専決処分の報 告について (令和2年6月25日) 議案第72号契約の締結 について (令和2年3月26日)
2	総合庁舎建替 新築電気設備 その2工事	変更前 912,112,799 変更後 920,541,228	令和5年 6月2日	議案第40号変更契約の 締結について (令和4年12月16日) 報告第8号専決処分の報 告について (令和2年6月25日) 議案第73号契約の締結 について (令和2年3月26日)
3	総合庁舎建替 新築空調設備 工事	変更前 1,393,405,176 変更後 1,405,852,980	令和5年 6月2日	議案第41号変更契約の 締結について (令和4年12月16日) 報告第8号専決処分の報 告について (令和2年6月25日) 議案第74号契約の締結 について (令和2年3月26日)

4	総合庁舎建替 新築機械設備 工事	変更前 603, 675, 649 変更後 605, 004, 155	令和5年 6月2日	議案第42号変更契約の 締結について (令和4年12月16日) 報告第8号専決処分の報 告について (令和2年6月25日) 議案第75号契約の締結 について (令和2年3月26日)
5	総合庁舎建替 新築衛生設備 工事	変更前 397, 414, 662 変更後 401, 455, 573	令和5年 6月2日	報告第4号専決処分の報 告について (令和4年12月16日) 報告第8号専決処分の報 告について (令和2年6月25日) 議案第76号契約の締結 について (令和2年3月26日)



変更契約の締結について

令和2年5月29日に契約金額の変更に係る専決処分をした総合庁舎建替新築電気設備その1工事について、次のとおり契約金額に係る変更契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和4年12月6日提出

旭川市長 今津寛介

変更前の契約金額 820,406,490円

変更後の契約金額 845,833,847円



変更契約の締結について

令和2年5月29日に契約金額の変更に係る専決処分をした総合庁舎建替新築電気設備その2工事について、次のとおり契約金額に係る変更契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和4年12月6日提出

旭川市長 今津寛介

変更前の契約金額 854,232,369円

変更後の契約金額 912,112,799円



変更契約の締結について

令和2年5月29日に契約金額の変更に係る専決処分をした総合庁舎建替新築空調設備工事について、次のとおり契約金額に係る変更契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和4年12月6日提出

旭川市長 今津寛介

変更前の契約金額 1,365,507,290円

変更後の契約金額 1,393,405,176円



変更契約の締結について

令和2年5月29日に契約金額の変更に係る専決処分をした総合庁舎建替新築機械設備工事について、次のとおり契約金額に係る変更契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和4年12月6日提出

旭川市長 今津寛介

変更前の契約金額 580,163,285円

変更後の契約金額 603,675,649円



## 専決処分の報告について

変更契約を締結することについて、地方自治法第180条第1項の規定による長の専決処分事項の指定により、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和4年12月6日提出

旭川市長 今津寛介

契約の名称	契約金額（円）	専決処分 年 月 日	議案等の番号及び件名 （議決等年月日）
総合庁舎建替新築衛生設備工事	変更前 391,641,399 変更後 397,414,662	令和4年 11月21日	報告第8号専決処分の報告について （令和2年6月25日） 議案第76号契約の締結について （令和2年3月26日）



## 専決処分の報告について

変更契約を締結することについて、地方自治法第180条第1項の規定による長の専決処分事項の指定により、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和2年6月12日提出

旭川市長 西川 将人

整理番号	契約の名称	契約金額(円)	専決処分年月日	議案等の番号及び件名 (議決等年月日)
1	総合庁舎建替 (A)新築工事	変更前 5,731,000,000 変更後 5,743,289,790	令和2年 5月29日	議案第70号契約の締結 について (令和2年3月26日)
2	総合庁舎建替 (B)新築工事	変更前 3,214,200,000 変更後 3,219,698,025	令和2年 5月29日	議案第71号契約の締結 について (令和2年3月26日)
3	総合庁舎建替 新築電気設備 その1工事	変更前 819,500,000 変更後 820,406,490	令和2年 5月29日	議案第72号契約の締結 について (令和2年3月26日)
4	総合庁舎建替 新築電気設備 その2工事	変更前 852,500,000 変更後 854,232,369	令和2年 5月29日	議案第73号契約の締結 について (令和2年3月26日)
5	総合庁舎建替 新築空調設備 工事	変更前 1,364,000,000 変更後 1,365,507,290	令和2年 5月29日	議案第74号契約の締結 について (令和2年3月26日)

6	総合庁舎建替 新築機械設備 工事	変更前 579,480,000 変更後 580,163,285	令和2年 5月29日	議案第75号契約の締結 について (令和2年3月26日)
7	総合庁舎建替 新築衛生設備 工事	変更前 390,500,000 変更後 391,641,399	令和2年 5月29日	議案第76号契約の締結 について (令和2年3月26日)



契約の締結について

次の工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和2年3月12日提出

旭川市長 西川 将人

- |           |   |
|-----------|---|
| 1 工 事 名   | 総合庁舎建替新築電気設備その1工事                                       |
| 2 契 約 金 額 | 819,500,000円  |
| 3 契約の相手方  | 東邦・西山坂田・第一共同企業体<br>東邦電設株式会社<br>西山坂田電気株式会社<br>第一電気工業株式会社 |
| 4 契約の方法   | 一般競争入札（条件付き）  |



契約の締結について

次の工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和2年3月12日提出

旭川市長 西川 将人

- |             |   |
|-------------|---|
| 1 工 事 名     | 総合庁舎建替新築電気設備その2工事   |
| 2 契 約 金 額   | 852,500,000円  |
| 3 契約の相手方    | 電業・下村・旭栄ミヤコ共同企業体<br>株 式 会 社 電 業<br>下 村 電 気 株 式 会 社<br>旭 栄 ミ ヤ コ 電 業 株 式 会 社 |
| 4 契 約 の 方 法 | 一般競争入札（条件付き）  |



契約の締結について

次の工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和2年3月12日提出

旭川市長 西 川 将 人

- |           |   |
|-----------|---|
| 1 工 事 名   | 総合庁舎建替新築空調設備工事  |
| 2 契 約 金 額 | 1, 3 6 4, 0 0 0, 0 0 0 円  |
| 3 契約の相手方  | 木本・池田・開成・旭川建築共同企業体<br>株式会社木本動力工業所<br>池田煖房工業株式会社道北支店<br>開成設備株式会社<br>旭川建築設備株式会社 |
| 4 契約の方法   | 一般競争入札（条件付き）  |



契約の締結について

次の工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和2年3月12日提出

旭川市長 西川 将人

- |           |  |
|-----------|--|
| 1 工 事 名   | 総合庁舎建替新築機械設備工事   |
| 2 契 約 金 額 | 579,480,000円   |
| 3 契約の相手方  | 大洋・エーピー・旭川暖房共同企業体<br>大洋設備株式会社<br>エーピーテクノ株式会社<br>旭川暖房設備株式会社 |
| 4 契約の方法   | 一般競争入札（条件付き）   |



契約の締結について

次の工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和2年3月12日提出

旭川市長 西川 将人

- |           |   |
|-----------|---|
| 1 工 事 名   | 総合庁舎建替新築衛生設備工事  |
| 2 契 約 金 額 | 390,500,000円  |
| 3 契約の相手方  | 日進・丸信・東洋共同企業体<br>日進設備工業株式会社<br>丸信衛生工業株式会社<br>東洋設備株式会社 |
| 4 契約の方法   | 一般競争入札（条件付き）  |